

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（ 外務省 ）

制 度 名	国際協力を使途とする資金を調達するための税制度の新設	
税 目	国際開発連帯税	
要 望 の 内 容	<p>飢餓や感染症など地球規模課題への対処を始めとするミレニアム開発目標（MDGs）の達成等，世界の開発需要に対応するためには，伝統的ODAのみでは資金量が十分ではないとの認識から，革新的資金調達に対する関心が高まっている。こうした革新的な資金調達のための税制度として，既に航空券連帯税が一部の国で実施されているほか，通貨取引開発税等も検討されている。右を踏まえて，以下のとおり要望する。</p> <p>①MDGs 達成等，世界の開発需要に対応するため，納税者の理解と協力を得つつ，国際開発連帯税についての検討を進めた上，必要な税制上の措置を講ずる。</p> <p>②その税収の使途として，世界の開発需要への対応を明確に位置づける。</p> <p>③課税方法として，「航空券連帯税」（国際線出発便の航空券に対し，一定額を課税）等について検討。</p>	
	減収見込額 （平年度）	一百万円 （－）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

### (1) 政策目的

本件は、我が国において開発資金のための国際開発連帯税を導入し、ミレニアム開発目標（MDGs、The Millennium Development Goals）等、国際的に合意された開発目標の達成に貢献するために、世界の開発需要に対応し得る幅広い開発資金を調達するものであり、外務省政策評価、基本目標Ⅵ、「政府開発援助（二国間）または多国間の支援を通じ、国際社会の平和と安定に貢献し、これにより我が国の安全と繁栄を確保すること」、施策Ⅵ－２「地球規模の諸問題への取組」と整合するものである。

平成 21 年度第 1 回税制調査会に対する鳩山総理の諮問には、調査審議を求める事項として、「（6）法人課税や国際課税等の分野において、グローバル化にともなって生じている世界規模の課題に対応できる税制のあり方を検討すること」と言及されている。

また、民主党政策集 2009 においては、国際連帯税の検討につき言及されている。

#### 【民主党政策集 2009】

外務・防衛部分

ODA の活用、「人間の安全保障」などへの取り組み」として「ODA を補完するための新たな資金メカニズムも検討します」、税制部分に、「国際連帯税の検討」として、「国境を越える特定の経済活動に課税し、集まった収入を貧困撲滅・途上国支援などを行う国際機関の財源とする「国際連帯税」について検討を進めます。

### (2) 施策の必要性

国連は、グレンイーグルス・サミットにおける年間 ODA 追加目標額を 300 億ドル以上回っている状況であり、援助国は援助供与額を増加すべきとしている。日本政府としても、MDGs の中間年を過ぎてもサブサハラ・アフリカ等で進捗が遅れていることに懸念を有しており、より幅広い開発資金の導入が必要である。

### (3) 要望の措置の妥当性

ODA の更なる大幅な積み増しは容易ではなく、MDGs 達成等、世界の開発需要に対応するためには、中長期的に安定的かつ予見可能な開発資金の確保を目的とする国際開発連帯税を導入することが妥当である。

国際開発連帯税は、グローバル課題に対する追加的資金の担い手を、経済のグローバル化により恩恵を得ている層に求める考え方である。グローバルな経済活動を行う層が経済のグローバル化により恩恵を得ている層であり、国際航空路線の利用者（旅客）や通貨取引を行う者等が含まれ得ると考える。

実現可能性については、航空券連帯税は既に仏、韓、チリ等で実施されており、通貨取引税等については、「開発のための国際金融取引に関するタスクフォース」等において検討が行われている。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	外務省政策評価、基本目標VI、施策VI-2に該当。
	政策の達成目標	MDGs（2015年までに1990年の水準から、1日1ドル未満で生活する人口の割合を半減、飢餓に苦しむ人口の割合を半減、5歳未満児の死亡率を3分の1に削減等）、国際的に合意された開発目標の達成への貢献。
	租税特別措置の適用又は延長期間	未定
	同上の期間中の達成目標	MDGs等、国際的に合意された開発目標の達成への貢献。
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	重点外交政策等（人間の安全保障の推進、民主化・人権・人道支援の強化、ミレニアム開発目標(MDGs)などの達成に向けた貢献（保健、感染症、水・衛生、教育、農業等への取組）、対アフリカ ODA 倍増を始めとする国際公約の着実な実施、22年度予算要求2,166億円）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	国際開発連帯税の導入。（国連 MDGs ギャップ・タスクフォース報告書(2008年9月)は、援助国が2008年から2010年にかけて、援助供与額を毎年180億ドル増額すべき旨勧告。）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	通常のODAを補完するものとして、中長期的に安定的かつ予見可能な開発資金の確保を目的とする国際開発連帯税を導入することが適切である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果 に 関 連 す る 事 項	政策の達成状況	
	租税特別措置の適用実績	
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	
	前回要望時の達成目標	

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 22 年度税制改正要望として国際開発連帯税の新設を提出。平成 22 年度税制改正大綱に「地球規模の問題解決のために国際連帯税の検討を早急に進めます」と記載。  <b>【平成 22 年度税制改正大綱～納税者主権の確立へ向けて～】</b>  <b>「国際連帯税</b>  国際金融危機、貧困問題、環境問題など、地球規模の問題への対策の一つとして、国際連帯税に注目が集まっています。金融危機対策の財源確保や投機の抑制を目的として、国際金融取引等に課税する手法、途上国の開発支援の財源確保などのために、国境を越える輸送に課税する手法など、様々な手法が議論されています。すでにフランスやチリ、韓国などが航空券連帯税を導入するなど、国際的な広がりを見せています。我が国でも、地球規模の問題解決のために国際連帯税の検討を早急に進めます。」</p>	